

ロシアにおける特許および実用新案の 特許事由と不特許事由



Rouse & Co. International (Russia) Ltd.

Stuart Adams

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。ロシアオフィスは 2013 年設立。Adams 氏はロシアオフィス代表の弁護士であり、模倣品対策および商標、著作権、地理的表示等が専門分野である。

ロシアにおいて特許を受けるには、新規性、進歩性および産業上の利用可能性を有さなければならず、また実用新案を受けるには、新規性および産業上の利用可能性を有さなければならない。新規性の判断に際しては、特許は絶対的新規性、実用新案は相対的新規性が基準となる。ロシアにおける特許および実用新案の特許事由と不特許事由について、以下に解説する。

特許は、製品（もしくははその用途）または方法に関する技術的解決手段に対して付与される。実用新案は、装置に関する技術的解決手段に対して付与される。実用新案は、方法に対しては付与されず、さらに物質、微生物の株菌、動物もしくは植物の細胞培養、または装置とはみなされない発明に対しては付与されない。

特許を受けるには、クレームに記載された発明が先行技術に照らして新規性および進歩性を有さなければならず、さらに産業上の利用可能性を備えていなければならない。実用新案を受けるには、クレームに記載された実用新案が新規性および産業上の利用可能性を有さなければならない。

出願に際しては、特許の対象とならない以下の項目について注意しなければならない（ロシア連邦民法典第 4 部第 7 編 第 1349 条第 4 項）。

- (1) ヒトのクローン化方法
- (2) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の修正方法
- (3) 工業目的及び商業目的によるヒトの胚の使用
- (4) 公共の利益、人間性および倫理性の原則に反するその他の企て

さらに以下の項目も発明とはみなされない。

- ・ 発見
- ・ ゲームおよび知的活動の規則および方法
- ・ 科学的理論および数学的方法
- ・ 植物と動物の品種およびこれらを生産する生物学的方法。ただし、微生物学的方法および当該方法により生産された製品を除く。
- ・ 集積回路の配置設計

なお、手術または治療による人間または動物の身体の処置方法、および人間または動物の身体に実施される診断方法については特許を受けることができる。実用新案としての法的保護は、特に審美性を満たすために必要な物品の外観のみに関係する解決手段には付与されない。

■ 新規性

特許を受けるには、特許や実用新案のクレームに記載された主題が、先行技術に照らして新規性を有さなければならない。特許のクレームに記載された発明の全ての特徴を開示した、または実用新案の重要な特徴全体を開示した文献は、新規性を否定する根拠と見なされる。

特許の場合、先行技術には、出願日（含む優先日）より前に世界中で公知であったあらゆる情報が含まれる（「絶対的新規性」）。実用新案の場合、先行技術には、クレームに記載された実用新案と同じ目的の手段に関する世界中で公表されたあらゆる情報、およびロシア連邦における当該手段の使用に関する情報であって、クレームに記載された実用新案の出願日（含む優先日）より前に一般に入手可能であったものが含まれる（「相対的新規性」）。

また、クレームに記載された発明は、当該出願日（含む優先日）より前に他者によりロシア特許庁に出願された、未公開の全ての係属中の特許出願（これらの

特許出願が後に公開されることを条件とする)、ならびにロシア連邦において先に特許を受けた発明および実用新案に照らして、新規性を有さなければならない。

特許および実用新案の場合、発明者、出願人またはこれらの者から直接的もしくは間接的に情報を取得した者により、情報が開示されてから出願日まで、6ヶ月間の新規性喪失の猶予期間がある(新規性喪失の例外)。

■ 進歩性

特許を受けるには、クレームに記載された発明は先行技術に照らして進歩性を有さなければならない。特許に関して、進歩性とは専門家にとって当該発明が先行技術から容易に生み出されるものであることを意味する。実用新案については、「進歩性」の要件を満たす必要はない。

■ 産業上の利用可能性

発明および実用新案は、「産業上の利用可能性」の要件を満たさなければならない。発明は工業、農業、公衆衛生その他の経済部門において、または公的領域において使用可能である場合に産業上利用可能と見なされる。また、この要件は発明の実施可能性および目的に関する実体審査において、(特に化学分野で)ロシアの実務においては頻繁に拒絶理由とされている。

■ 参考情報

- ・ロシア連邦民法第4法典第7編 第1349条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)